

境港市税等口座振替依頼書兼口座振替通知書（自動払込利用申込書）

収 加

取扱金融機関 御中
境港市長 あて

申込日	令和 年 月 日	依頼区分 (該当に○)	1 契約裏面の確約事項を確認のうえ、口座振替を依頼します。
			2 契約事項変更 口座、金融機関、納付方法等を変更します。
			3 解約 口座振替を解約(停止)します。

納入義務者	フリガナ		〒	-
	氏名		住所	
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日生	電話 ()	-

指定預(貯)金口座は①金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)②ゆうちょ銀行のいずれかの欄にご記入ください。

指定預(貯)金口座	①金融機関 (ゆうちょ銀行を除く。)	銀行、信用金庫 農協、信漁連	本店、支店 出張所、支所 代理店
		預金種目(該当に○)	口座番号
	1 普通 2 当座 3 納税		
	②ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄に記入ください)	通帳番号(右詰めで記入ください)
払込先口座番号		01370-5-960756	払込先加入者名 境港市会計管理者
フリガナ		納入義務者 との続柄	
口座名義人			

金融機関コード	
店番	
種目コード	
166	176
申込変更	解約
金融機関届出印	

振替科目 (該当に○)	納付方法等 (該当に○)	開始(廃止)年度・期(月)		契約種別 コード
		令和	年度から	
1 市・県民税(普通徴収)	1 全納	令和	年度から	35
	2 期別	令和	年度 期分	
2 固定資産税(該当するものすべてに○) ア 納税義務者名義 イ 共有名義 ウ 被相続人名義(亡 分)	1 全納	令和	年度から	28
	2 期別	令和	年度 期分	
3 軽自動車税(所有車両すべてが対象)		令和	年度から	25
4 国民健康保険税	1 全納	令和	年度から	
5 後期高齢者医療保険料	2 期別	令和	年度 期分	22
6 市営住宅使用料		令和	年度 月分	
7 市営住宅駐車場使用料		令和	年度 月分	28
8 下水道使用料 使用場所 町・丁目 番地		令和	年度 期分	
9 下水道受益者負担金	期別のみ	令和	年度 期分	30
10 介護保険料		令和	年度 期分	
11 保育所保育料 児童名		令和	年度 月分	30
		令和	年度 月分	
12 公立保育所給食費 児童名		令和	年度 月分	30
		令和	年度 月分	
13 児童クラブ負担金 児童名		令和	年度 月分	30
		令和	年度 月分	
14 定期借地賃料	1 全納	令和	年度から	30
	2 月別	令和	年度 月分	
15 介護予防事業手数料		令和	年度 月分	30
16 施設入居手数料/負担金		令和	年度 月分	

※土、日、祝日の場合は、翌営業日になります。12月は税の振替日です。

※6番に○をつけた方で、市営住宅駐車場使用料が必要な方は7番にも○をお願いします。
※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

※この依頼書の太線の中を記入してください	※記載されたとおりに記入し、押印してください
指定期限(貯)金口座欄については、必ず事前に指定期限(貯)金口座欄に記入してください	

市処理欄	担当
受付番号	

金融機関使用欄	上記について承認します。 令和 年 月 日 取扱店	印鑑照合	検印	不備返却理由 1.預金取引なし 4.名義人相違 2.預金種目相違 5.印鑑相違 3.口座番号相違 6.その他 () <不備返送先>〒684-8501 境港市上道町3000番地 境港市会計管理者
				金融機関受付印 (取扱店日附印)

※この依頼書は市役所提出専用です。金融機関・ゆうちょ銀行には提出できません。

(確約事項)

- 1 私が支払うべき表面に記載の境港市の歳入について、貴金融機関に口座振替請求書又は口座振替（払込）請求データ（以下「請求データ」という。）が送付されたときは、私に通知することなく、口座振替請求書に記載された金額又は請求データに記録された引落金額を指定預（貯）金口座から引き落としのうえ、納付してください。なお、これについての納付済通知書及び領収書の交付は必要ありません。
- 2 私が納付すべき金額を名義人の預（貯）金口座から引き落とすことについては、名義人の了解を得ているので、このことについての一切の責は、私が負います。
- 3 預（貯）金の引き落としに当たっては、当座勘定規定又は預（貯）金規定にかかわらず、小切手の振り出し、又は預（貯）金払戻請求書の提出をいたしません。
- 4 預（貯）金口座の残高が振替日において口座振替請求書又は請求データに記載された金額に満たないときは、私に通知することなく、振替不能である旨を境港市長に通知されても、異議はありません。
- 5 振替日が貴金融機関の休業日に当たるときは、その直後の営業日を振替日としてください。
- 6 貴金融機関又は境港市が必要であると認めた場合は、私に通知することなく、この契約を解除されても異議はありません。
- 7 当該納税（入）義務者に係る過誤納金の還付について、当該口座への振込みを承諾します。
- 8 この口座振替について、紛議が生じた場合、貴金融機関の責によるものを除き、貴金融機関に迷惑はかけません。
- 9 この依頼書について、境港市用として一部写しをとることについて、同意します。

(お知らせ)

- 1 口座振替は、金融機関の受付日が月末までのものは、翌月以降に到来する納期から開始することを原則とします。
- 2 固定資産税は原則として、納税義務者ごとにお申し込みください。
- 3 納付方法で全納を選択された場合は、各科目の第1期分振替日に振替をします。
- 4 全納で振替不能になった場合、当該年度に限り第1期は納付書により納付し、第2期以降は期別納付による口座振替にさせていただきます。
- 5 振替不能分の再振替は行いませんので、預（貯）金残高にご注意ください。